

第23回 遺伝子実験施設連絡会議報告

(平成19年11月9日 東京)

配布資料は遺伝子機能解析分野事務室に保管されています。ご覧になりたい方は連絡をお願いします。

議事

1) 文部科学省施策説明

1. 平成20年度概算要求について

(文科省研究振興局学術機関課研究予算総括係長 飯嶋浩恭)

2. カルタヘナ法の運用について

(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課)

2) 委員会報告

1. 組織検討委員会 (筑波大学 鎌田博)

2. 遺伝子組換え生物等委員会 (東京大学 齋藤泉)

3. 大型機器等整備検討委員会 (東京医科歯科大学 中村正孝)

4. IT環境整備委員会 (東京農工大 丹生谷博)

皆様に関連のある内容について以下に記載します。

1) -2 カルタヘナ法の運用について

一般的な説明の後、大臣確認実験についての注意がありました。核酸防止措置が決められない実験は大臣確認実験（執るべき拡散防止措置を決める根拠となる科学的知見及び使用等の実績が不十分な実験あるいは不確実性の高い実験等）。

失敗に学ぶ、ケース1, 2, 3が紹介されました。ケース1、大臣確認申請を怠った例、ポリオマウスレセプターマウスを確認を受けずに使用。その他、マウスマラリアの使用、HIV-1の使用、ワクチニアウィルス、増殖型アデノウィルス、HCVの使用など。ケース2、核酸防止措置が不適切な例、内ぶたがされておらず、空港で箱からマウスが逃亡、ネズミ返しが未設置、など。ケース3、情報提供を怠った例。法律の内容を正しく理解して法律に違反しないように実

験を行って下さい。とのことでした。

Q. 文科省のHPに英文の説明を掲載して欲しい。

A. 日本語での解説ページの英訳はないが、法律の英訳がある。(環境省のHPにあるそうです)

Q. 大臣確認実験ではないが、P2やP3がP1実験室で行われていた場合、どのような判断となるか。

A. 違反となる。

Q. 実質的な拡散防止措置がとられていたが、申請されずに実施されていた場合、どのような判断となるか。

A. 違反となる。

Q. 小児ワクチンを改変しない時は大臣確認実験ではないが、改変し弱毒化したワクチン使用の場合はどうなるか。

A. 大臣確認となる。

2) -2 遺伝子組換え生物等委員会

現在委員が4名なので、もう少し増員したい。情報発信が使命の委員会であると考えている。質問があれば電話などしてほしい(齋藤泉まで)。各大学の、組換えDNA実験安全委員会、微生物委員会への情報発信もできればと考えている。

感染症法の施行について、医科研では研究用微生物委員会が設けられ、組換えDNA実験安全委員会と同じメンバーで運用している。1-3種のレベルの高い病原体は大学では殆ど使われないものであるが、大学で使われるような菌が対象にされるような状況になれば情報発信したい。

Q. ライフサイエンス課に対し、法改正などの意見具申の役割があってもよいのではないか。

A. その通りなので検討したい。

Q. 申請書類のサンプルの配布はしていただけないか。

A. 配布できるようにしたい。

Q. 法律を読んだだけではわからないことがあるので、文科省の担当者が、どのような回答をしたか、どのような指示をしたか、などの例を蓄積し、教えてもらえると助かる。

A. 対応したい。

(中川記)